

第721回通関協議会(本関地区)

1. 日 時 平成 30年 9月 11日 (火) 12時より
2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)関税率表解説及び分類例規の一部改正について
業務部 小林首席関税鑑査官
 - (2)平成 30 年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の
差止状況について
業務部 粥川知的財産調査官

その他・連絡事項等

税関検査旗の適正な使用について

業務部 迎田統括審査官(通関総括第1部門)

輸出入申告にかかる商品説明資料(絵型等)の添付について

業務部 迎田統括審査官(通関総括第1部門)

次回開催予定日 **平成30年10月10日(水)** 12:00~

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 12.11 項 第 21.03 項	複数のハーブの混合物	第 12.11 項 (植物及びその部分) に、ソースの調味付けに使用される異なる種類の植物及び植物の部分の混合物は含まれず、第 21.03 項 (混合調味料) に含む旨を明確化。
第 9030.82 号	集積回路の測定用又は検査用の機器	集積回路の測定用又は検査用の機器について、半導体デバイスの測定用又は検査用の機器として第 9030.82 号に分類されることを明確化。
第 9031.41 号	集積回路の検査用の光学機器	集積回路の検査用の光学機器について、半導体デバイスの製造に使用する検査用機器として第 9031.41 号に分類されることを明確化。

分類例規第 1 部 (国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0307.32 号	湯通しされたモエギイガイ	殻を開くための湯通しのみされており、消費前に調理を要する冷凍モエギイガイについて、冷凍したい貝として第 0307.32 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1008.50 号	キヌア	サポニン層が除去されたキヌアについて、加工穀物 (11 類) ではなく、キヌアとして第 1008.50 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1212.99 号	こんにやく芋	グルコマンナンを 87.5%、水分及び灰分を 12.5% 含むこんにやく芋粉末について、その他の植物性生産品として第 1212.99 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1516.10 号	90% がリエステル化したトリグリセリドから成る物品	リエステル化したトリグリセリドを 90% 含有する製品について、リエステル化した動物性油脂として、第 1516.10 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 2106.90 号	エチルエステルから成る物品	リエステル化したトリグリセリドの形態ではなく、脂肪酸のエチルエステルの形態であることから、15.16 項ではなく、第 2106.90 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1904.90 号	調製食料品	ジャスミンライスを入れた箱 (49.1%) とレッドカレー (鶏肉 19.9%、カレー 27%、野菜 4%) を入れた箱 (50.9%) をセットにした食品について、重量割合の大きい箱の内容物に基づいて分類するのではなく、全体の内容物の構成を比較し分類されるべきとして、全体で最大重量成分であるジャスミンライスの属する第 1904.90 号 (米の調製品) に分類 (通則 1、3 (b) 及び 6)。

主な改正の概要（平成 30 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 2103.90 号	調製品（カニフレーバー）	黄橙色の流動性粉末で、様々な香気性物質、調味物質、香味物質、担体、食品添加物、染料及び脂肪からなり、調味料の製造に使用される調製品について、その他の混合調味料として第 2103.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2403.99 号	たばこカプセル	円筒形で、粒状のシートたばこ、水、香料、炭酸カリウム及び結合剤が充填されたポリプロピレン製の円筒形をした外装カプセルと、アセチルセルロース製のマウスピースからなるたばこカプセルについて、喫煙用ではないその他のたばことして第 2403.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2811.22 号	シリカフェーム	シリコン又はフェロシリコンの合金を製造する際の副産物である、高純度の非晶質二酸化けい素微粒子について、二酸化けい素として、第 2811.22 号に分類（通則 1（第 28 類注 1(a)）及び 6）。
第 2936.29 号	ニコチン酸（ナイアシン） ニコチンアミド（ナイアシンアミド）	ビタミン B ₃ としても知られる 2 種類の有機化合物について、それぞれその他のビタミンとして、第 2936.29 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3401.30 号	白色のクリーム 褐色透明のジェル	有機界面活性剤を含む、皮膚を洗浄・保湿するためのクリーム及び皮膚を洗浄・角質除去するためのジェルについて、いずれも皮膚を洗浄するための有機界面活性剤の調製品として、第 3401.30 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3926.90 号	カヤック及びスタンド アップパドルボード両 用のパドル	プラスチック製の部品から成るカヤックやカヌーにも利用可能なパドルについて、スポーツ用の製品ではなく、その他のプラスチック製品として、第 3926.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 4202.32 号	特定の形式の携帯電話 用に作られたプラスチ ック製カバー	特定のモデルのスマートフォン用に設計されたプラスチック製のカバーで、カバーの開閉をスマートフォンが感知できるものについて、第 42.02 項に特掲された物品に類する容器として第 4202.32 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 6402.99 号	プラスチック製履物	プラスチック製のサンダルで、かかととくるぶしを覆わず上部に穴が開いているものについて、防水性の履物ではなく、その他の履物として第 6402.99 号に分類（通則 1 及び 6）。

主な改正の概要（平成 30 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 7020.00 号	ガラス製シャワーエンクロージャー ガラス製シャワーエンクロージャー（枠なし）	2 種類の強化安全ガラス製のシャワーエンクロージャーについて、いずれも、安全ガラスではなく、その他のガラス製品として第 7020.00 号に分類（通則 1 及び 3(b)）。
第 8111.00 号	マンガン－アルミニウムのブリケット	マンガン及びアルミニウムの粉並びに微量の界面活性剤等から成る成形物について、含有する金属のうち重量が最大の卑金属であるマンガンの物品として第 8111.00 号に分類（通則 1）。
第 8112.29 号	クロム－アルミニウムの円筒状物	クロム及びアルミニウムの粉並びに微量の界面活性剤等から成る成形物について、含有する金属のうち重量が最大の卑金属であるクロムの物品として第 8112.29 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8414.80 号	水平層流型クリーンベンチ	送風機、空気のろ過用のフィルター等を備え、植物細胞の培養、電子装置の組立て等の用途に設計された水平層流型クリーンベンチについて、循環用のフードとして第 8414.80 号に分類（通則 1 及び 6 を適用）。
第 8438.60 号	野菜カッター（2 種類）	食料品の調製業用に供される形状の異なる 2 種類の野菜カッターについて、いずれも野菜の調製用機械として第 8438.60 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8471.60 号	電子ホワイトボード	マルチタッチ機能を備えたホワイトボードの表面を有し、自動データ処理機械の入力ユニットとしても、単純なホワイトボードとしても使用できる電子ホワイトボードについて、入力装置として第 8471.60 号に分類（通則 1（第 84 類注 5(C)）及び 6）。
第 8482.99 号	フランジ付き円すいころ軸受用の内輪（完成品）	自動車用のハブユニットベアリング（フランジ付きの円すいころ軸受）の内輪について、自動車に専ら又は主として使用する部分品としてではなく、軸受の部分品として第 8482.99 号に分類（通則 1（第 16 部注 2(b)）及び 6）。
第 8504.40 号	IGBT モジュール	絶縁ゲートバイポーラトランジスター（IGBT）、還流ダイオード及びサーミスターから成る IGBT モジュールについて、スタティックコンバーターとして第 8504.40 号に分類（通則 1（第 16 部注 2(a)）及び 6）。
第 8519.81 号	音声再生装置と本のセット	スピーカー及び本の音声コンテンツを記憶した媒体を差し込むソケット等を内蔵する電子式の本型パッド、印刷した書籍等から成るセットについて、音声の再生用の機器として第 8519.81 号に分類（通則 1、3(b) 及び 6）。

主な改正の概要（平成 30 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8528.52 号	カラーモニター(3 種類)	27 インチ～55 インチの画面サイズを有するフラットパネルディスプレイで、特定のコネクタを介して自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたカラーモニター（3 種類）について、いずれも第 8528.52 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8541.40 号	薄膜太陽光モジュール	光電池を保護するためのバイパスダイオードを有する接続箱が取り付けられた薄膜太陽光モジュールについて、光電性半導体デバイスとして第 8541.40 号に分類（通則 1（第 85 類注 2）及び 6）。
第 9503.00 号	プラスチック製の玩具とモデリングペーストのセット（2 種類）	プラスチック製の玩具とモデリングペーストが小売用のセットとなっているもの（2 種類）について、いずれも玩具が重要な特性を与えているとして、第 9503.00 号に分類（通則 1 及び 3（b））。
第 9506.29 号	スタンドアップパドルボード	中密度発泡ポリスチレンの心材でできたスタンドアップパドルボードは、その他のプラスチック製品ではなく、スポーツ用の製品として、第 9506.29 号に分類（通則 1 及び 6）。

知的財産侵害物品の輸入差止件数が引き続き高水準 国際郵便物における差止点数が昨年度比大幅アップ！

～平成 30 年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

平成 30 年上半期（1 月～6 月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数・点数ともに引き続き高水準、輸入差止点数は 3 万点に迫る勢い

- ・ 輸入差止件数は 2,913 件（過去最多であった前年同期に次いで 2 番目）で、4 年連続 2,500 件超え、輸入差止点数は 29,793 点で 4 年連続 25,000 点を超えました。

仕出国（地域）別：中国からの輸入差止件数が全体の 90%超え

- ・ 仕出国（地域）別では依然として中国が大多数を占め、輸入差止件数で全体の 90.3%（2,630 件）、点数で全体の 73.1%（21,768 点）を占めています。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、ベトナムが前年同期と比べて 220 倍（1,980 点）と、大幅に増加しました。

知的財産別：商標権侵害物品の輸入差止点数が増加、全体の 95%超え

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数・点数ともに最多となっており、輸入差止件数が全体の 98.1%（2,861 件）、輸入差止点数が全体の 95.6%（28,474 点）を占めています。

品目別：コンピュータ製品の輸入差止件数、自動車付属品の輸入差止点数が増加
健康や安全を脅かす物品も引き続き散見

- ・ 品目別にみると、モバイルカードリーダーなどのコンピュータ製品の輸入差止件数が前年同期と比べて 11.2 倍、ホイールキャップなどの自動車付属品の輸入差止点数が約 5.3 倍となり、大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある医薬品、運動用具なども引き続き散見されています。

- ◆ 輸入差止件数は2,913件（前年同期比1.9%減）で、上半期の輸入差止件数としては過去最多であった前年同期（平成29年上半期）に次いで高水準でした。
- ◆ 輸入差止点数は29,793点（前年同期比4.5%増）で、引き続き増加傾向にあります。
- ◆ 川崎外郵出張所での国際郵便物における差止点数が22,638点（構成比76.0%）で、前年より大幅に増加（前年同期の約1.5倍）しています。

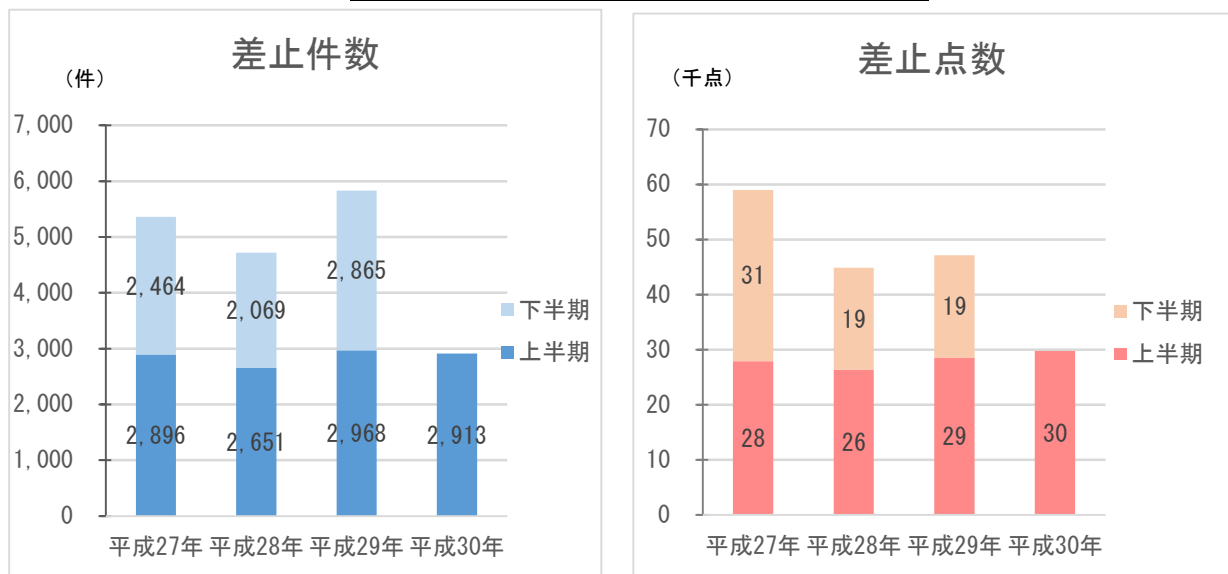
（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（例）1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上しています。

平成30年上半期（1月～6月）の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



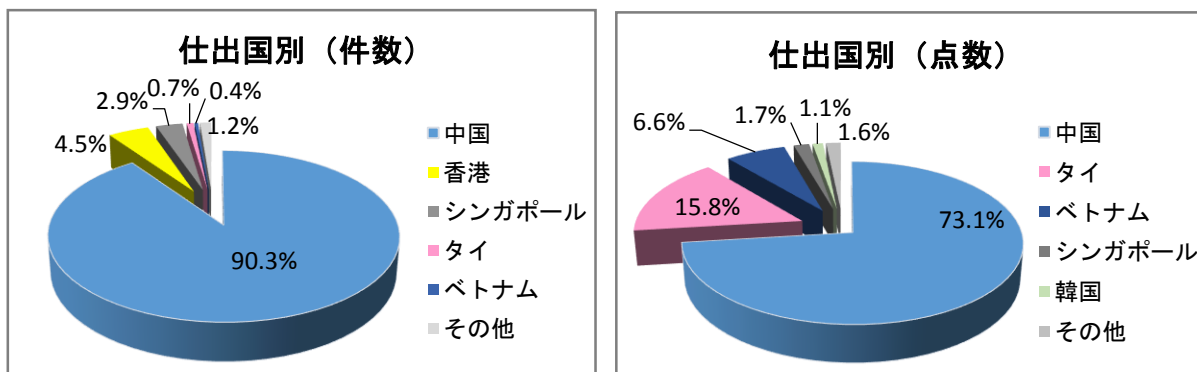
<参考：全国実績との比較>

		平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	5,360	4,720	5,833	2,968	2,913	98.1%
	点数	59,024	44,897	47,160	28,518	29,793	104.5%
全国 実績	件数	29,274	26,034	30,627	15,398	13,833	89.8%
	点数	689,621	622,665	506,750	279,026	673,404	241.3%

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが2,630件（構成比90.3%）、次いで香港が130件（同4.5%）、シンガポールが85件（同2.9%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが21,768点（構成比73.1%）、次いでタイが4,712点（同15.8%）、ベトナムが1,980点（同6.6%）となっており、前年同期第15番目のベトナムが第3番目となっています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

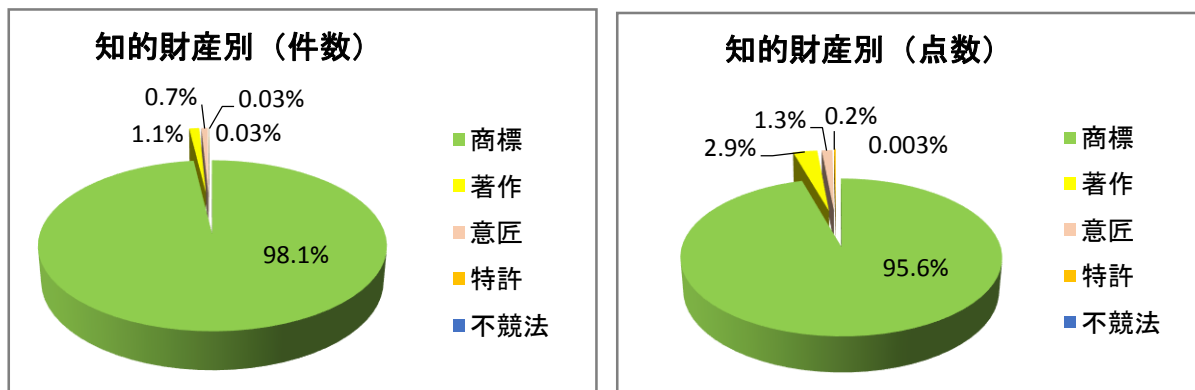


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が2,861件（構成比98.1%）、次いで著作権侵害物品が33件（同1.1%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が28,474点（構成比95.6%）で大半を占める傾向は変わらず、次いで著作権侵害物品が871点（同2.9%）となっています。

知的財産別輸入差止実績構成比



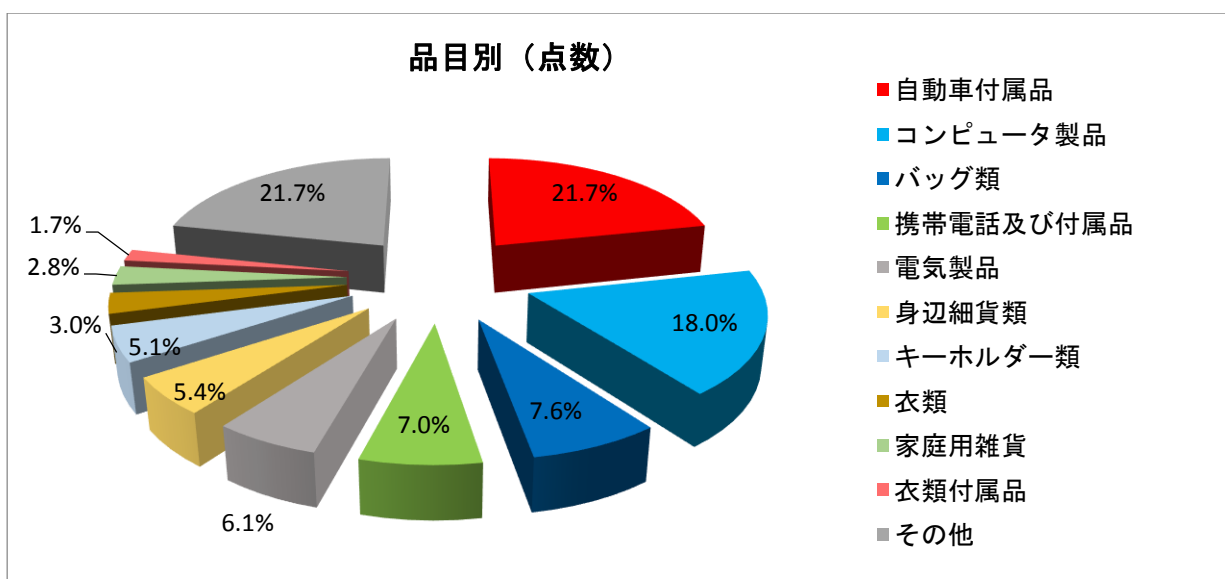
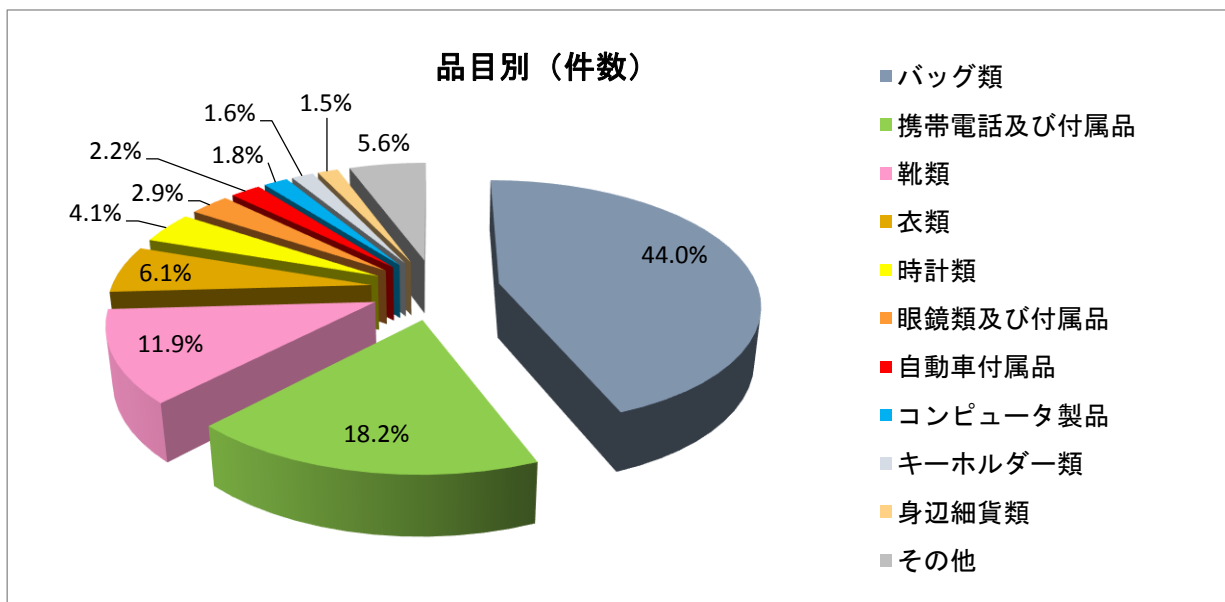
（注1）1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。点数についてはP7表中上位の知的財産にのみ計上されます。

（注2）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 1,384 件（構成比 44.0%）と最も多く、次いで携帯電話及び付属品が 573 件（同 18.2%）、靴類が 375 件（同 11.9%）となっています。前年同期と比べて、コンピュータ製品の輸入差止件数が大幅に増加しています（11.2 倍）。
- ◆ 輸入差止点数は、自動車付属品が 6,459 点（構成比 21.7%）、次いでコンピュータ製品が 5,363 点（同 18.0%）、バッグ類が 2,260 点（同 7.6%）となっています。前年同期と比べて、上位 3 品目はいずれも輸入差止点数が増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止めが多い物品

自動車付属品 (商標権)	コンピュータ製品 (商標権)	バッグ類 (商標権)
		
(ホイールキャップ)	(モバイルカードリーダー)	(財布)

携帯電話 (著作権)	電気製品 (商標権)	身辺細貨類 (商標権)
		
(スマートフォンケース)	(DVDプレーヤー)	(ピアス)

健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)	自動車付属品 (商標権)	眼鏡類 (商標権)
		
(ED治療薬)	(タイヤホイール)	(サングラス)

平成30年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

(1)件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	4,668	4,179	5,184	2,646	2,630	99.4%	90.3%
香港	481	254	336	168	130	77.4%	4.5%
シンガポール	28	161	141	46	85	184.8%	2.9%
タイ	33	23	27	21	21	100.0%	0.7%
ベトナム	10	4	2	1	11	1100.0%	0.4%
その他	140	99	143	86	36	41.9%	1.2%
合計	5,360	4,720	5,833	2,968	2,913	98.1%	100.0%

(注) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(2)点数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	45,786	36,292	40,069	25,166	21,768	86.5%	73.1%
タイ	304	772	1,203	1,180	4,712	399.3%	15.8%
ベトナム	92	53	15	9	1,980	22000.0%	6.6%
シンガポール	78	772	993	102	515	504.9%	1.7%
韓国	4,593	1,997	892	268	338	126.1%	1.1%
その他	8,171	5,011	3,988	1,793	480	26.8%	1.6%
合計	59,024	44,897	47,160	28,518	29,793	104.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	0	2	1	1	1	100.0%	0.0%
	0	110	2,100	2,100	60	2.9%	0.2%
意匠権	1	1	22	4	21	525.0%	0.7%
	47	17	7,829	6,519	387	5.9%	1.3%
商標権	5,358	4,710	5,800	2,963	2,861	96.6%	98.1%
	58,976	44,659	34,416	17,583	28,474	161.9%	95.6%
著作権	17	11	18	2	33	1650.0%	1.1%
	0	111	2,815	2,316	871	37.6%	2.9%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	1	0	0	0	1	全増	0.0%
	1	0	0	0	1	全増	0.0%
合計	5,360	4,720	5,833	2,968	2,913	98.1%	100.0%
	59,024	44,897	47,160	28,518	29,793	104.5%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

・他人の商品の形態を模倣するもの

・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

3. 品目別輸入差止実績

(1) 件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比	構成比
バッグ類	2,514	1,201	1,675	755	1,384	183.3%	44.0%
携帯電話及び付属品	693	2,005	1,655	1,061	573	54.0%	18.2%
靴類	1,032	782	970	480	375	78.1%	11.9%
衣類	225	113	177	99	193	194.9%	6.1%
時計類	231	100	267	89	129	144.9%	4.1%
眼鏡類及び付属品	246	124	620	284	92	32.4%	2.9%
自動車付属品	7	54	32	8	70	875.0%	2.2%
コンピュータ製品	25	15	10	5	56	1120.0%	1.8%
キーホルダー類	132	56	86	61	51	83.6%	1.6%
身辺細貨類	162	57	39	17	47	276.5%	1.5%
その他	536	478	590	239	177	74.1%	5.6%
合計	5,360	4,720	5,833	2,968	2,913	98.1%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(2) 点数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比	構成比
自動車付属品	162	1,431	1,853	1,213	6,459	532.5%	21.7%
コンピュータ製品	696	947	2,505	2,304	5,363	232.8%	18.0%
バッグ類	8,640	5,577	3,307	1,891	2,260	119.5%	7.6%
携帯電話及び付属品	6,228	6,154	9,157	4,746	2,082	43.9%	7.0%
電気製品	15,915	3,249	6,245	6,084	1,819	29.9%	6.1%
身辺細貨類	5,540	1,884	1,118	350	1,617	462.0%	5.4%
キーホルダー類	1,064	600	605	443	1,521	343.3%	5.1%
衣類	2,732	1,055	5,439	4,289	887	20.7%	3.0%
家庭用雑貨	315	771	2,028	468	824	176.1%	2.8%
衣類付属品	422	646	151	101	500	495.0%	1.7%
その他	17,310	22,583	14,752	6,629	6,461	97.5%	21.7%
合計	59,024	44,897	47,160	28,518	29,793	104.5%	100.0%

(注) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比	構成比
一般貨物	13	23	13	10	7	70.0%	0.2%
	14,983	8,571	14,593	13,889	7,155	51.5%	24.0%
郵便物	5,347	4,697	5,820	2,958	2,906	98.2%	99.8%
	44,041	36,326	32,567	14,629	22,638	154.7%	76.0%
合計	5,360	4,720	5,833	2,968	2,913	98.1%	100.0%
	59,024	44,897	47,160	28,518	29,793	104.5%	100.0%

5. 知的財産別輸出差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年 上半期	平成30年 上半期	前年 同期比
商標	1	2	0	0	13	全増
	240	301	0	0	16	全増
著作	0	0	0	0	1	全増
	0	0	0	0	8	全増
合計	1	2	0	0	14	全増
	240	301	0	0	24	全増

(注) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

商標権: 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権: 創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

税関では、各権利を侵害するものを輸出してはならない貨物として、取締りを行っています。

《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官

〒 231-8401 横浜市中区新港1-6-2(横浜第1港湾合同庁舎1階)

TEL 045-212-6116(直通)

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。